資料１

第90回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

項番	提案名	提案都県市	ページ
1	令和８年８月千葉豪雨を踏まえた 都市型水害に関する対応等について	千葉市 ・千葉県	1
2	太陽光パネルのリサイクルの推進について	川崎市	26
3	大規模道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する 財政的支援及び技術的支援の拡充について	埼玉県	35
4	医療機関のサイバーセキュリティ強化について	神奈川県	44
5	５歳児健康診査に係る実施体制等の整備について	さいたま市	51
6	豪雨災害時等の帰宅困難者対策について	東京都	61
7	首都直下地震対策の強化に係る 取組への支援について	横浜市	68

千葉市・千葉県提案

令和８年８月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について（案）

令和８年８月１３日に発生した令和８年８月千葉豪雨は、全国で初めて「レベル５大雨特別警報」が発表され、県内各地において観測史上最大の降雨をもたらし、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

特に今般の豪雨においては、アンダーパス等の道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化した。また、線状降水帯の発生に伴う急激な状況変化により、多くの住民が避難や移動を余儀なくされる事態となった一方、移動そのものが危険となる場面も生じた。

また、浸水想定区域外に所在する医療機関や社会福祉施設等においても浸水被害が発生するなど、都市機能を支える重要施設にも影響が及んだ。

現在も被災自治体においては、復旧・復興に取り組んでいるところであり、国による支援も進められているが、令和８年８月だけでも、千葉豪雨のほか、石川県や富山県、福井県でも「レベル５大雨特別警報」が発表され、その後も全国で相次いで豪雨の被害が発生している。近年、気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発し、その被害も激甚化しており、これまでの想定を上回る豪雨が各地で常態化する状況となっている。こうした豪雨による被害は、もはや一時的な異常気象ではなく、新たな気候環境のもとにおける災害リスクとして捉える必要があり、従来の対策の前提や考え方についても見直すことが求められている。

殊に、人口や都市機能が高度に集積し、我が国の経済活動や広域ネットワークを支える首都圏において大規模な都市型水害が発生した場合、その被害は被災地域にとどまらず、通勤・通学、物流、企業活動、医療・福祉、行政サービス等の社会経済活動全般に広範かつ深刻な影響を及ぼすおそれがある。このため、国民の生命と財産を守るとともに、社会経済活動の維持・継続を図るため、平時及び発災時の対策の見直しを含め、新たな気候環境への適応を前提とした総合的かつ計画的な対策に取り組んでいく必要がある。

ついては、以下の８点を要望する。

（帰宅困難者対策への支援）

1　首都圏においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保に向けて対応している。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われることへの懸念が障壁となり、特に民間施設の確保が十分に進まなかったこと等から、今般の豪雨においても、一部の地域で一時滞在施設が不足する事態となった。

民間施設を含む一時滞在施設の更なる確保を促進するため、必要な支援を行うとともに、帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

また、帰宅困難者が特定の駅周辺に集中することを防ぐため、駅周辺における滞留状況や一時滞在施設の開設状況等を鉄道事業者、自治体及び施設管理者等の間で共有し、鉄道利用者及び駅周辺の滞留者への速やかな情報提供を行うなど、連携して対応できる仕組みの構築を支援するとともに、一時滞在施設における備蓄物資の充実を促進するために必要な措置を講ずること。

さらに、豪雨による道路の冠水等により、一時滞在施設への移動に危険が伴う場合には、駅や商業施設等において、利用者が安全を確保できる場所にとどまっていただくための仕組みづくりなど、災害の状況に応じた柔軟な対応が必要である。このため、施設管理者等が講ずべき措置や関係機関との連携のあり方を国のガイドライン等に明確に位置付けるとともに、鉄道事業者や民間事業者等に対し、その実施に向けた必要な働きかけを行うこと。

（アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策）

2　アンダーパス等で道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じた。

車両進入防止対策、排水機能及び監視機能等の強化など、地域の実情や施設特性に応じた冠水事故防止対策に必要な財政措置を講ずること。

（災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進）

3　今般の豪雨においては事前の予測が困難な中、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となったことを踏まえ、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に情報発信する必要がある。

線状降水帯の発生に係る情報や、これに伴う不要不急の外出や車両移動を極力控えること、公共交通機関の運休時には安全な場所にとどまることの重要性など、命を守るために必要な行動を後押しする情報を適時的確に発信する仕組みを整えるとともに、国民や企業に向けた「一斉帰宅抑制」の情報発信を強化すること。

また、平時から、新たな気候環境に適応した行動の必要性について、広く周知・啓発を図り、自らリスクを察知し適切な判断やリスク回避行動につなげることができるよう、国民の行動変容を促すとともに、自助・共助の意識向上に向け、全国的な普及啓発に取り組むこと。

（被災車両への対応）

4　今般の豪雨では、道路冠水の影響により、単一の豪雨災害としては全国的にも類を見ない規模の被災車両が発生し、国道・県道・市町村道の交通に支障を来し、緊急車両等の通行はもとより、日常生活の早期復旧にも支障を来した。

災害時の被災車両等の移動は、緊急車両等の通行を確保するための道路啓開に不可欠な災害応急対策であるものの、現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、レッカー車や積載車等による被災車両の移動・撤去・保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることから、財政支援の仕組みを構築すること。

また、車両撤去や所有者の特定に時間を要することから、迅速に撤去や所有者への引き渡しが行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの各種支援の拡充に加え、所有者情報を速やかに把握する仕組みを構築すること。

（ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応）

5　建物内の電気設備の浸水被害等により、厳しい暑さの中、多数の集合住宅

でライフラインの回復に１か月以上を要するといった状況が生じた。

これを踏まえ、止水板の設置や耐水化等の建築物の浸水対策に係る助成制度における補助対象要件の緩和や、財政措置の拡充を講じるとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の普及促進に向けて、積極的に取り組むこと。

また、電源の喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等においては、柱や壁等に明らかな損壊が見られずとも、ライフラインの被害状況により事実上居住が困難になる実態を踏まえ、集合住宅等の被害実態をより適切に反映できるよう、住家の被害認定のあり方の見直しを行うこと。

（被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化）

6　今般の豪雨では、医療機関及び社会福祉施設等において浸水被害が発生し、電気設備、給排水設備及び空調設備等の重要設備の機能停止により、入院患者や施設入所者の生命や健康の維持、継続的なサービス提供に重大な影響が生じた。また、浸水想定区域外の施設においても被害が発生したことから、こうした施設については、浸水想定区域の内外を問わず対策を講じることが必要となっている。

このため、医療機関及び社会福祉施設等における利用者の安全確保及び事業継続を図るため、止水板の設置や重要設備の高所移設等の浸水対策に係る交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。

また、被災した医療機関及び社会福祉施設等の円滑な復旧及び事業継続を図るため、応急対策、利用者の移送、必要物資の調達、応援職員の派遣その他必要な取組に対する財政支援の充実を図ること。

（災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実）

7　現行の災害救助法は、今般の豪雨のような大規模な都市型水害を十分に想定したものになっておらず、その適用にあたっては、災害救助費の対象外となった経費があるなど、被災自治体や応援自治体における負担となっている。

また、多数の住家に浸水や土砂流入による被害が生じ、被災者の生活再建に向けて、住まいを迅速に確保することが喫緊の課題となっており、現行制

度では、被災者が早期復旧のため自ら住宅を修理した場合に応急修理制度の対象とならないほか、賃貸型応急住宅についても利用可能な空き物件があっても家賃上限額を超える場合には活用できないなど、被災者や地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。

さらに、現状の水害における国の住家被害認定基準では、浸水により床、内壁、建具設備等に汚損や劣化などの被害が生じ、住宅の機能が大きく損なわれている場合であっても、柱や基礎等の構造部位には物理的な損傷が現れにくいことから、実際の被害の程度が住家の損害割合に十分に反映されず、「半壊」にとどまることが多い。

このため、修繕や家財の買替えなどに多額の負担を要する場合であっても、被災者生活再建支援法による支援金の対象とならないケースが生じている。

こうした状況に加え、近年の災害の激甚化・頻発化や、社会経済情勢、住環境及び被災者ニーズの変化を踏まえ、被災者の速やかな生活再建を支える制度となるよう、災害救助法については、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の拡大などの抜本的な見直しを行い、地方自治体による自主的かつ弾力的な運用を可能にすること。

具体的には、被災者の住まいの確保に向け、住宅の応急修理や賃貸型応急住宅について、被災者や地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。また、その入居に必要な設備の設置に係る費用、浸水家屋等において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費を対象とするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費については、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用を対象に含めるなど、範囲を拡大すること。加えて、電源喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等の居住者に対し、生活環境を確保する必要があるため、ヘッドライト、ＬＥＤランタン等の物資供与に係る経費等、災害救助法の適用対象とされていない経費についても国庫負担の対象とする等、必要な財政措置を講ずること。

さらに、水害における住家被害認定については、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

加えて、近年、豪雨や長雨等による災害が頻発していることに鑑み、短期

間に複数回被災した被災者の負担を軽減する支援の仕組みについても検討すること。

（都市型水害対策の強化）

８　今般の豪雨では、１時間当たりの降水量が 100 ミリを超えるなど、河川・下水道等の施設の整備水準を大幅に超えたため、広い範囲で浸水被害が発生した。

このような都市型水害に備えるため、密集市街地で河道拡幅等が困難な地域における大規模な地下貯留施設の設置に向け、国として主体的に取り組むこと。

併せて、都心部では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、民間企業による貯留施設の設置が促進されるよう財源措置を拡充するなどの見直しを行うこと。

さらに、国土交通省が新たに設置した水災害調査・対策検討委員会の提言等も踏まえ、都市型水害の対策の在り方について、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、通常予算とは別枠で財源を確保するなど、所要の財政措置を講ずること。

令和８年　月　日

内閣府特命担当大臣（防災）	細　野　豪　志　様
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中　司　　宏　様
総　　務　　大　　臣	藤 井 比 早 之　様
厚　生　労　働　大　臣	上 野 賢 一 郎　様
経　済　産　業　大　臣	赤　澤　亮　正　様
国　土　交　通　大　臣	井　林　辰　憲　様

九都県市首脳会議

座　長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

共同提案

千葉市　千葉県

第90回九都県市首脳会議資料

令和8年8月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について



千葉豪雨における千葉市内の被害の概要

〇発生日時　　令和8年8月13日(木)

〇気象の概要　市内各地で60分雨量100ミリ超え、全国初のレベル5大雨特別警報発表

⇒河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

【避難】
帰宅困難者が多数発生し、一時滞在施設11か所 開設、最大3,679人を受入。
市内57か所の避難場所を開設し、最大744人が避難。

【被害】　※令和8年10月19日時点
人的被害：死者6、負傷者21
住家被害：全壊11、半壊1,583（半壊には、床上浸水を含む）、床上浸水1,861
その他　：道路被害（全面通行止め）210、断水最大61、停電最大69,590


道路冠水状況

アンダーパス等の道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化

1　帰宅困難者対策への支援

＜現状･課題＞

・一時滞在施設が一部地域で不足したが、損害賠償責任を問われることへの懸念が障壁となり、民間施設確保が進まない。
・帰宅困難者の駅周辺への集中を防ぐ必要がある。
・一時滞在施設への移動に危険が伴う場合、商業施設等において利用者が安全を確保できる場所にとどまっていただく仕組みづくりなど、災害の状況に応じた柔軟な対応が必要となる。


帰宅困難者

＜要望＞

・一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。
・駅周辺の滞留状況や一時滞在施設の開設状況等を関係機関との間で共有し、連携して対応できる仕組みの構築を支援するとともに、備蓄物資の充実を促進すること。
・移動に危険が伴う場合に施設管理者等が講ずべき措置や関係機関との連携のあり方を国のガイドライン等に明確に位置付け、関係機関への必要な働きかけを行うこと。

２　アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策

＜現状･課題＞

・アンダーパス等で道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、
さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じた。

・本市管理の地下道１４箇所全てに、道路情報板を設置しているが、
車両の進入が絶えないため、交通遮断機を順次設置中（現在４箇所）







＜要望＞

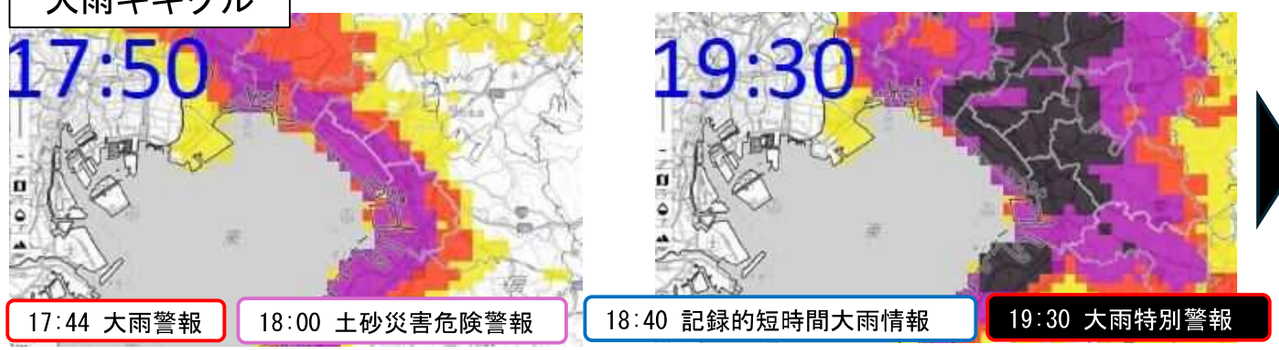
・車両進入防止対策、排水機能及び監視機能等の強化など、地域の実情や施設特性に応じた
冠水事故防止対策に必要な財政措置を講ずること。

３　災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進

＜現状･課題＞

・今般の豪雨では、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となったことを踏まえ、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に情報発信する必要がある。

大雨キキクル



短時間で急激に災害リスクが高まったことから、適時的確な情報発信･国民の行動変容の促進が必要





＜要望＞

・命を守るために必要な行動を後押しする情報を適時的確に発信する仕組みを整えるとともに、国民や企業に向けた「一斉帰宅抑制」の情報発信を強化すること。

・平時から、新たな気候環境に適応した行動の必要性について、周知・啓発を図り、国民の行動変容を促すとともに、自助・共助の意識向上に向け、全国的な普及啓発に取り組むこと。

４　被災車両への対応

＜現状・課題＞

・道路冠水の影響により、多くの被災車両が発生、交通に支障を来し、緊急車両等の通行や日常生活の早期復旧にも支障を来した（千葉市内　約2，500台）。

・現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、被災車両の移動・撤去・保管等に伴い、多額の経費負担が生じている。

・所有者の特定や引き渡しに時間を要している。


車両の移動


車両の保管

＜要望＞

・被災車両の移動・撤去・保管等に伴う経費負担等への財政支援の仕組みを構築すること。

・迅速に撤去や所有者への引き渡しが行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの支援の拡充に加え、所有者情報を速やかに把握する仕組みを構築すること。

５　ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応

＜現状･課題＞

・建物内の電気設備の浸水被害等により、厳しい暑さの中、多数の集合住宅でライフラインの回復に1か月以上を要するといった状況が生じた。
（千葉市内では、最大で25か所約1,600戸で停電、断水、エレベーター停止等が発生）

トイレトレーラー



電気設備の浸水



＜要望＞

・建築物の浸水対策に係る助成制度における補助対象要件の緩和や、財政措置の拡充を講じるとともに「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の普及促進に取り組むこと。
・被害を受けた集合住宅等においては、被害状況により事実上居住が困難になる実態を踏まえ、被害実態をより適切に反映できるよう、被害認定のあり方の見直しを行うこと。

６　被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化

＜現状･課題＞

・医療機関及び社会福祉施設等において浸水被害が発生し、電気設備、給排水設備及び空調設備等の重要設備の機能停止により、入院患者や施設入所者の生命や健康の維持、継続的なサービス提供に重大な影響が生じた。

・浸水想定区域外の施設においても被害が発生したことから、浸水想定区域の内外を問わず対策を講じることが必要となっている。



福祉施設の浸水状況

＜要望＞

・浸水対策に係る交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。

・医療機関及び社会福祉施設等の復旧及び事業継続を図るため、応急対策、利用者の移送、必要物資の調達、応援職員の派遣その他必要な取組に対する財政支援の充実を図ること。

7　災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

＜現状・課題＞

・災害救助法は、都市型水害を十分に想定したものになっておらず、対象外となった経費があるなど、自治体の負担となっている。

・住家に浸水や土砂流入による被害が生じ、被災者の生活再建に向け、住まいの確保が課題である。

・現状の水害における国の住家被害認定基準では、被害の程度が住家の損害割合に反映されず、支援金の対象外となるケースがある

※一般財源での対応例：半壊世帯等への支援（千葉県：20万 千葉市：10万）





＜要望＞

・災害救助法の抜本的な見直しを行い、自治体の自主的・弾力的な運用を可能にすること。

・住家被害認定について、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

・短期間に複数回被災した被災者の負担を軽減する支援の仕組みについて検討すること。

7　災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

【具体例（災害救助法）】

○応急修理制度や賃貸型応急住宅における以下の事例について、柔軟な運用を可能にすること。

・（応急修理制度）被災者が早期復旧のため自ら修理した場合に対象とならない。

・（賃貸型応急住宅）利用可能な空き物件があっても家賃上限額を超える場合には活用できない。

○災害救助法の適用対象とされていない以下の経費について、必要な財政措置を講ずること。

・賃貸型応急住宅の入居に必要な設備の設置に係る費用

・浸水家屋等において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費

・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費における、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用

・ライフラインの被害を受けた集合住宅等の居住者に対するヘッドライト、LEDランタン等の物資供与に係る経費

８　都市型水害対策の強化

＜現状･課題＞

・1時間当たり100ミリを超える雨が断続的に降り続き、
　河川･下水道等の施設の整備水準を超えたため、
　広い範囲で浸水被害が発生した。
・都心部では雨水の排水が困難であり、貯留量も不足している。


千葉駅の冠水

＜要望＞

・河道拡幅等が困難な地域における地下貯留施設の設置に向け、国が主体的に取り組むこと。
・民間企業の貯留施設設置が促進されるよう財源措置を拡充するなどの見直しを行うこと。
・都市型水害の対策の在り方について、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、所要の財政措置を講ずること。

国への要望

① 帰宅困難者対策への支援

② アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策

③ 災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進

④ 被災車両への対応

⑤ ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応

⑥ 被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化

⑦ 災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実

⑧ 都市型水害対策の強化

令和8年8月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について

【千葉市・千葉県要望】

令和8年10月29日

第90回九都県市首脳会議

令和8年8月千葉豪雨が示した課題

「新たな段階の都市型水害」
の脅威が顕在化

帰宅困難者多数発生

都市機能に大きな影響

など

令和８年８月千葉豪雨と台風第２５号
連続する2つの災害の教訓を踏まえて策定

令和8年千葉連続風水害からの復旧・復興と災害に強い千葉県づくりに向けた基本方針

行政・企業・地域・県民が一体となり、オール千葉県で、
強靭な千葉県づくりと都市型水害対策を、一体的に推進

「都市型水害に強い千葉県づくりビジョン」の視点

- （被害の発生を）「防ぐ」に加えて
（社会全体で）「備える」（被害を最小限に）「しのぐ」（早期に復旧・復興し）「早く戻す」
- 「避難する・させる」から「危険空間に入らない・入らせない」へ

（1） 帰宅困難者対策 （帰宅困難者対策への支援、国民の行動変容）

課題

・公共交通機関の運休による多数の帰宅困難者

・一時滞在施設までの移動も危険









要望

・一時滞在施設の確保・運用

・安全な場所に留まる仕組みづくりと一斉帰宅抑制

（2） 医療機関・社会福祉施設等の災害復旧・防災力強化

課題

・都市機能を支える医療・福祉施設が被災

・浸水想定区域外でも被害





県内災害拠点病院でも被害

➢診療機能に大きな影響

要望

都市機能を支える重要な施設の防災力強化

（浸水想定区域内外を問わない支援）

（3）災害救助法の見直し・被災者生活再建支援の充実

課題

災害救助法

被害実態に応じた住まい確保・生活再建支援

（主な事例）

・民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅は、家賃上限額を超える物件は対象外

・賃貸型応急住宅認定前に、被災者が自ら賃貸借契約を締結し、支払った補償金等は対象外

・被災者自らが修理業者と契約し、費用を支払った場合には対象外

被災者生活支援制度

水害被害の実態と制度との乖離

（主な事例）

・国の基準では、水害では被害認定程度が「半壊」にとどまり、支援対象外になるケースが多い
（設備・家財の被害は深刻。実態と乖離）

要望

被災実態に即した制度への見直し等

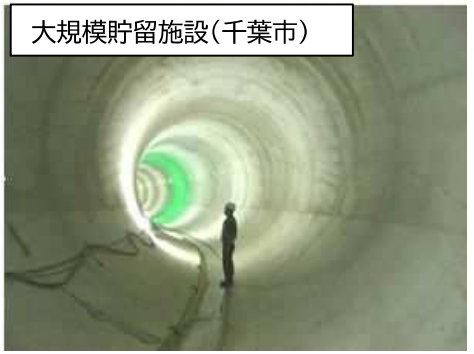
（4） 都市型水害対策の強化

課題

・想定を超える豪雨の発生
・都市部では河道拡幅のみでは限界







要望

大規模地下貯留施設等の整備に対する支援
（想定を超える豪雨を前提とした対策）

川崎市提案

太陽光パネルのリサイクルの推進について（案）

2012 年の FIT（固定価格買取制度）開始以降、再生可能エネルギーの導入拡大を背景として、我が国における太陽光パネルの導入は急速に進展してきた。一方で、今後、耐用年数を迎えた太陽光パネルの廃棄が 2030 年代後半以降に本格化すると見込まれており、その適正処理と資源循環は喫緊の課題となっている。ガラスやアルミニウム等の有用資源を十分に活用すべきところ、使用済太陽光パネルの多くが埋立処分された場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理システム全体に影響を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、本年５月には「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立し、国による基本方針の策定や、太陽光発電事業者等に対するリサイクルの実施に向けた取組の義務付けなど、太陽光パネルのリサイクル推進に向けた新たな制度的枠組みが整備されることとなった。この法整備は重要な前進であるものの、拡大生産者責任の考え方を取り入れた包括的な個別リサイクル制度には至っていない。附則において、将来的には幅広い者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直すことが示されており、なお課題が残されている。持続可能なリサイクルシステムの構築に向けては、生産者をリサイクルの担い手として位置付けることで、製品の設計段階から資源循環に配慮した取組をさらに促進していくことが重要であり、拡大生産者責任の考え方を踏まえた制度の見直しを進める必要がある。

また、令和７年 11 月に環境省が実施した調査によると、将来の大量排出局面において、首都圏では年間約６万６千トンの排出が見込まれる一方で、リサイクル処理能力は年間約１万７千トンにとどまっている。このような中、首都圏においては、複数のリサイクル施設の整備によるリサイクル環境の整備が進められているものの、十分ではない。さらに、現状ではリサイクル費用が埋立処分費用と比較して約４～６倍高いことから、今後、リサイクルが継続的に選択されるためには、リサイクルコストの低減に資する技術開発及び広域処理体制の構築を更に推進していくことが重要である。

今後普及が見込まれるペロブスカイトなど次世代型太陽電池も含め、使用済太陽光パネルのリサイクルの推進は、循環経済への移行、資源の有効利用及び最終処分量の削減を図る上で極めて重要である。将来的な大量廃棄に備え、実効性のあるリサイクル体制を早期に確立する必要があることから、九都県市は連携し、国に対して次の事項について要望する。

１　拡大生産者責任の考え方を踏まえた太陽光パネルの回収・リサイクルの仕組み、費用負担のあり方等の見直しについて速やかに検討を進め、持続可能なリサイクル制度を確立すること。

２　太陽光パネルの大量排出局面に向けて、リサイクルが安定的に実施される環境を整備していくため、施設整備、技術開発、広域処理体制の構築等に対する必要な財政的・制度的支援を継続的に行うこと。

令和８年　月　日

環境大臣　　笹川　博義　様
経済産業大臣　赤澤　亮正　様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

第90回九都県市首脳会議
令和８年１０月２９日

太陽光パネルのリサイクルの推進について
川崎市提案

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

KAWASAKI SDGs
川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

KAWASAKI NATURE LOOP

Ⅰ　脱炭素社会の実現に向けて

太陽光発電設備の普及拡大

■　2012年度のFIT制度開始等により、全国的に太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの普及が拡大している。

■　川崎市においても、**太陽光発電設備等の設置義務化制度、地域エネルギー会社設立など官民連携、自治体間連携の取組**を通じ太陽光発電設備の普及拡大を推進している。

＜太陽光発電設備の導入状況＞

	2011年度	2024年度
発電電力量	48億kWh	981億kWh

出典：資源エネルギー庁令和６年度（2024年度）におけるエネルギー需給実績（確報）

＜川崎市の取組＞

太陽光発電設備等の設置義務化



再生可能エネルギーの地産地消モデル（川崎産グリーン電力）



太陽光発電の普及拡大に関する連携協定



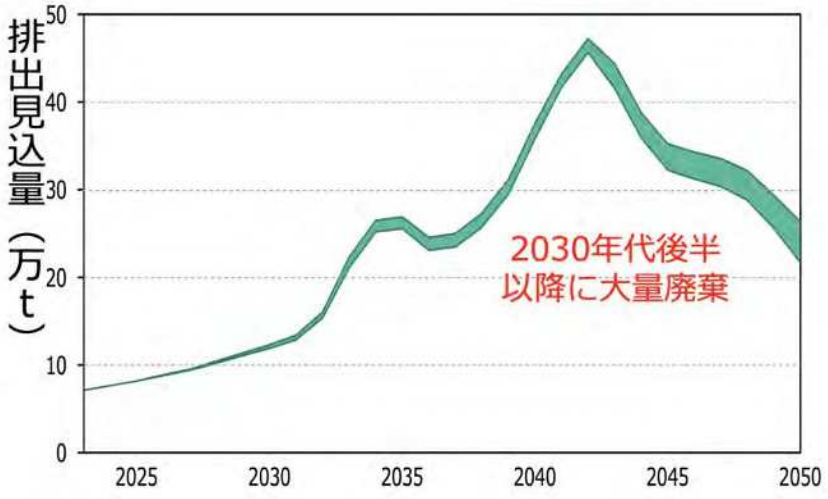
2023年東京都、川崎市、JEPAで協定締結。2026年に仙台市も加わり４者で協定を締結

2　今後想定される太陽光パネルの大量廃棄

2030年代半ば以降に大量廃棄時代が到来

■　2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、**年間最大50万トン程度**となる見込みであり、**現行のリサイクル処理能力では不足**
■　**最終処分場の残余容量を圧迫**し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがある。

＜太陽光パネルの排出量予測＞



出典：令和８年1月23日経済産業省・環境省
「太陽光パネルのリサイクル制度について」

＜首都圏のリサイクル処理能力＞

	太陽光パネル専用のリサイクル施設	太陽光パネルリサイクル処理能力	導入ピーク時の導入量	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
埼玉県	5	7,709	17,808	2014
千葉県	1	5,256	40,526	2015
東京都	1	2,304	2,442	2013
神奈川県	1	2,304	5,586	2014
合計	8	17,573	66,362	－

ピーク時の廃棄量は処理能力の約3.8倍

出典：令和８年1月23日経済産業省・環境省「太陽光パネルのリサイクル制度について」に基づき作成

資源の有効利用及び最終処分量の減量が重要であり、リサイクル処理能力の増強が必要

3　国の対応状況

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和8（2026）年6月5日公布）

■ **多量の事業用太陽電池**の廃棄をしようとする者（**太陽光発電事業者等**）に対し、**リサイクルの実施に向けた取組を義務付け**

■ 制度の見直しに向けた**検討規定（附則）**において、**太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者を対象**とした**義務付けを検討**

【事業用太陽電池】
（多量）

義務付け対象



【家庭用太陽電池】

義務付け対象外



主な措置事項（一部抜粋）	内容
多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）**への規制**	・国が定める**判断基準**（段階的に強化）に基づく**リサイクルの実施に向けた取組を義務付け**（指導・助言、勧告・命令） ・**多量事業用太陽電池廃棄実施計画**の**事前届出義務**
制度の見直しに向けた検討規定（附則）	最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、**太陽光パネルの幅広い廃棄に関係する者を対象**とした**義務付けを検討**し、制度を見直し

出典：令和８年４月経済産業省・環境省「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案について」に基づき作成

4　太陽光パネルリサイクルの課題①

制度面の課題（拡大生産者責任の考え方）

■ **家電リサイクル法**や**自動車リサイクル法**のような**拡大生産者責任**の考え方を取り入れた**包括的な個別リサイクル制度には至っていない。**
■ **設計段階**から**回収・リサイクル**まで**一貫した制度**とするには**生産者の役割が不可欠**

項目	太陽光パネルリサイクル法	家電リサイクル法	自動車リサイクル法
主な対象	事業用太陽光パネル（多量排出）	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機	全自動車
生産者責任	**環境配慮設計・情報提供が中心**	**メーカー側にリサイクル義務**	**メーカー側にリサイクル義務**
再資源化義務	**排出者側に重点**		
費用負担	発電事業者が基本	消費者が排出時に負担	自動車所有者が購入時に負担

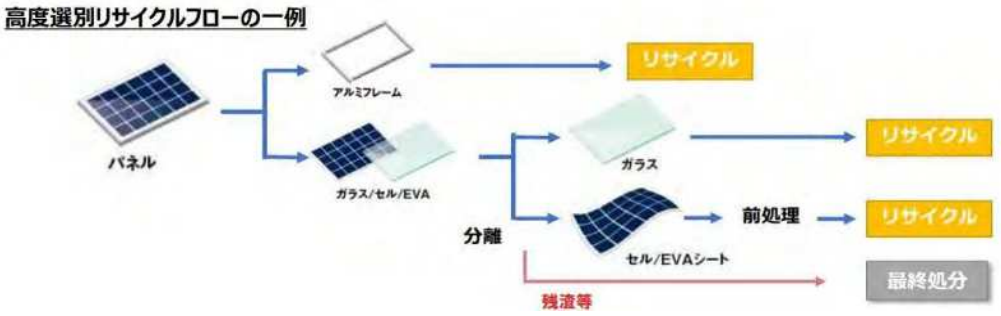
持続可能なリサイクル体制を確立するため、
拡大生産者責任の考え方を踏まえた制度の見直しが必要

4　太陽光パネルリサイクルの課題②

経済面の課題（リサイクル費用と埋立費用の乖離）

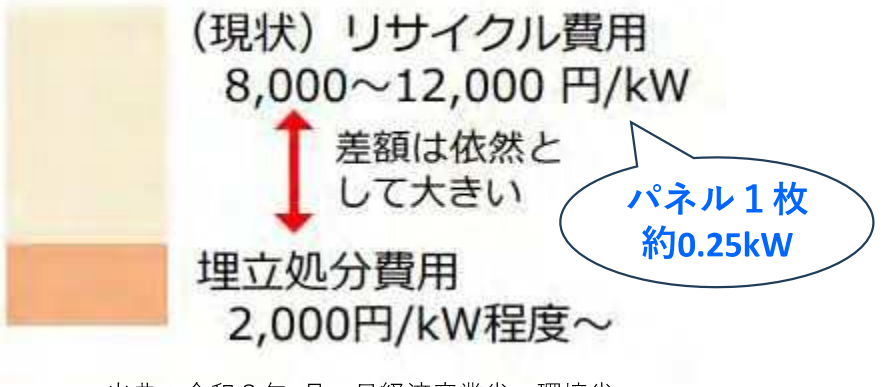
■　最終処分量の減量及び資源の有効利用の観点から**リサイクル**が重要。
■　しかし、リサイクル費用と埋立処分費用には**大きな差**があるため、処分方法として**リサイクルが選択されにくい。**
■　このままでは、大量排出局面に向けて**リサイクルの取組が十分に進展しない**おそれ

＜リサイクル技術はすでに確立＞



出典：令和５年４月環境省「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに係る現状及び課題について」

＜埋立処分費用との差が課題＞



出典：令和８年1月23日経済産業省・環境省「太陽光パネルのリサイクル制度について」

リサイクルが継続的に選択されるためには、コストの低減に資する取組が必要

5　国への要望事項

将来的な大量廃棄に備え、実効性のあるリサイクル体制を早期に確立する必要がある。

リサイクル処理能力の不足を解消するため**処理能力の増強**が必要

制度面の課題	経済面の課題
拡大生産者責任の考え方	リサイクル費用と埋立費用の乖離
持続可能なリサイクル体制を確立するため、**拡大生産者責任の考え方を踏まえた制度**の見直しが必要	リサイクルが継続的に選択されるためには、**コストの低減**に資する取組が必要

要望事項１

拡大生産者責任の考え方を踏まえた太陽光パネルの回収・リサイクルの仕組み、費用負担のあり方等の見直しについて速やかに検討を進め、持続可能なリサイクル制度を確立すること。

要望事項２

太陽光パネルの大量排出局面に向けて、リサイクルが安定的に実施される環境を整備していくため、施設整備、技術開発、広域処理体制の構築等に対する必要な財政的・制度的支援を継続的に行うこと。

埼玉県提案

大規模道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する財政的支援及び技術的支援の拡充について（案）

令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえ、引き続き、下水道施設のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靭化の実現を図る必要がある。

こうした中、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の改築・更新等に対する財政措置が拡充されたが、事故の発生を未然に防ぐため、今後も下水道に対する国の財政的支援の継続・拡充を図るべきである。

また、流量が大きく水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立されていない中、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている。こうした課題を抱える中で、実際に重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準に加え、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

さらに、今回のような大規模な事故時の対応に要する費用や下水道施設の長期にわたる巨額更新費用の負担の在り方について整理がされるまでは、水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰの導入は慎重であるべきであるにもかかわらず、令和９年度以降はウォーターＰＰＰの導入決定が汚水管の改築に係る国費支援を得るための要件とされているところ、この要件については見直されるべきである。

ついては、次のとおり国に対し要望する。

１　下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止のための改築・更新やリダンダンシーの確保策については国の責任で財政措置を行うなど、第１次国土強靭化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靭化対策に必要な財政的支援の継続及び更なる拡充を図るとともに着実な推進に必要な予算を確保すること。

２　流量が大きく、水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、強靭で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正やレジリエンスを強化するための技術的支援を行うこと。

また、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

３　多額な経費が見込まれる更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担の在り方や、今回のような事故の対応に要する費用負担の在り方について、国民的な議論を通じ整理すること。

４　下水道施設の更新費用等の負担の在り方が確立するまでは、下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

令和８年　月　日

国土交通大臣　　井林　辰憲　様
総　務　大　臣　　藤井　比早之　様
財　務　大　臣　　片山　さつき　様

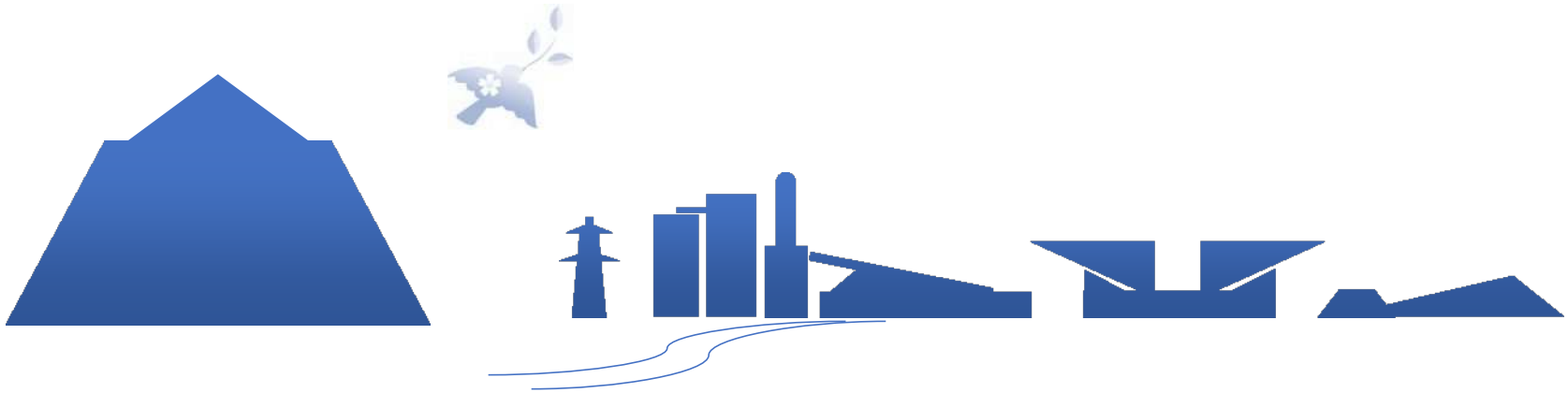
九都県市首脳会議

座　長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

SDGs未来都市
埼玉県

大規模道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する財政的支援及び技術的支援の拡充について

令和８年１０月２９日（木）



事故概要

SDGs未来都市 埼玉県

➢発生日時：令和7年1月28日（火）午前9時49分
➢発生場所：県道松戸草加線　中央一丁目交差点内
　　（八潮市中央一丁目地内）
➢現場状況：中川流域下水道の下水道管の破損に起因
　　すると考えられる陥没が発生

■陥没箇所の位置図



陥没発生直後

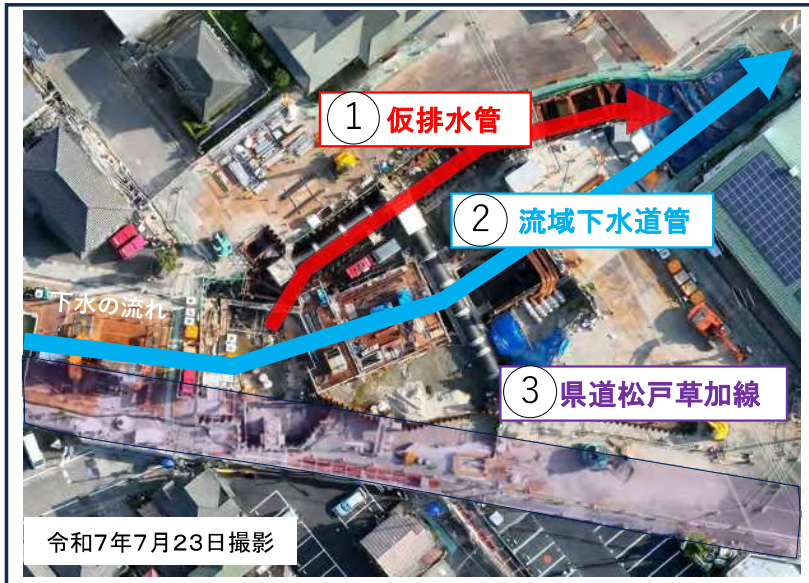


2つの陥没穴が結合



（1月30日02：37頃）

復旧工事の状況





■これまで行ってきた主な復旧工事

① 仮排水管の設置　（令和7年4月）

② 破損した流域下水道管の復旧　（令和8年2月）

③ 県道の暫定2車線供用　（令和8年4月）

■現在及び今後行う主な復旧工事

❶ 仮排水管の撤去　（施工中）

❷ 八潮市雨水幹線の復旧

❸ 地下埋設物、道路の全面復旧

復旧工事に要する費用⇒約３００億円

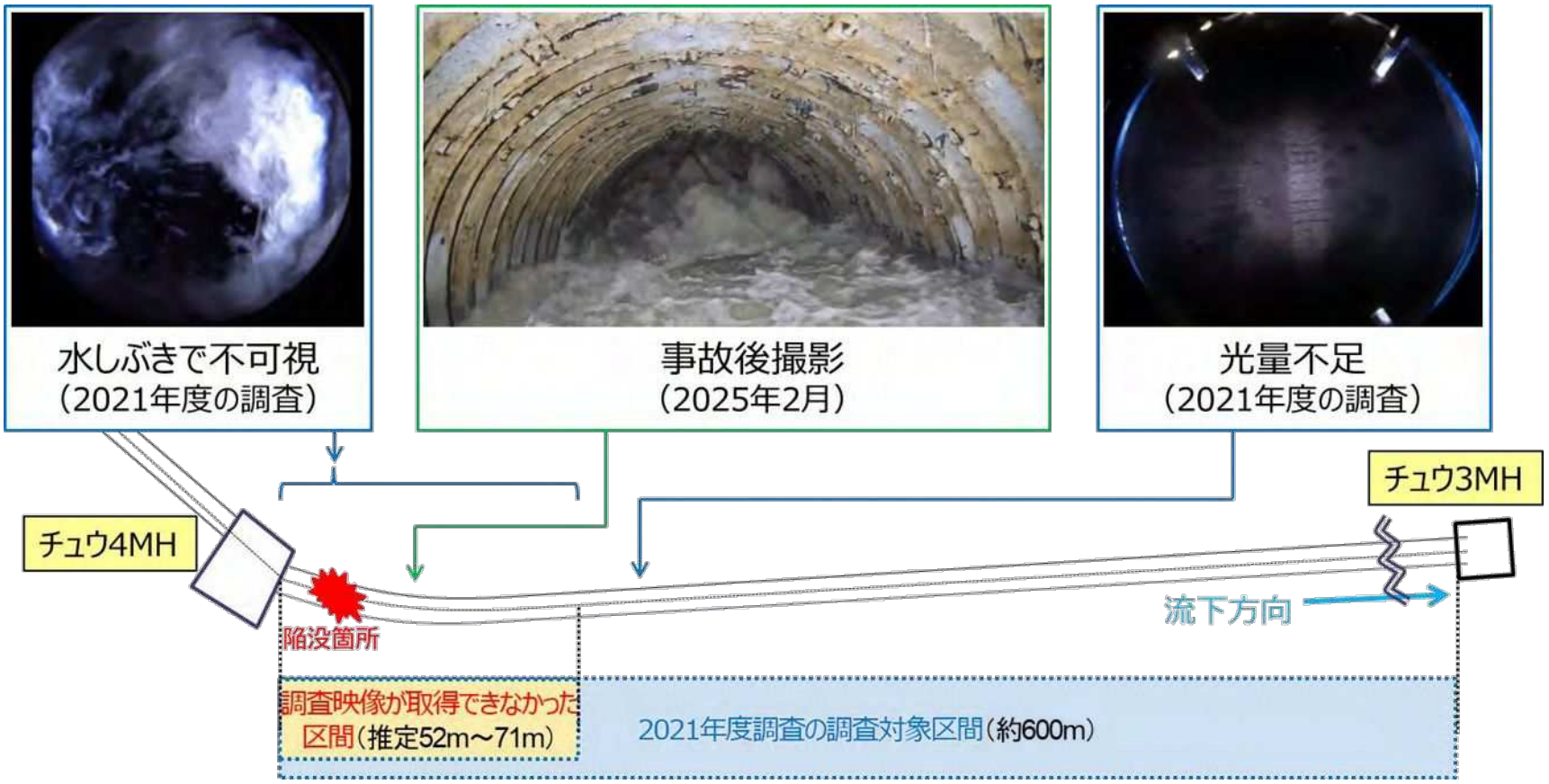
事故で得られた教訓

SDGs未来都市 埼玉県

① 点検・調査

- 埼玉県では**管理する全ての下水道管**について5年に1回の頻度で**点検・調査を実施**
- **大口径で常時流量が多く流れを止められない**箇所での**点検・調査が適切・十分であったのか**

大規模下水道における点検・調査手法の確立



事故で得られた教訓

SDGs未来都市 埼玉県

② 改築・更新

- 管更生は、流速が速い、水深が高い場合は適用不可
- これまで管径3mを超える大規模な流域下水道管は本格的な更新の実績なく、今回のバイパス工事（仮排水管）も前例がない工事

日常の維持管理を考慮した施設計画
大規模下水道における改築・更新手法の確立



出典：国土交通省資料より



レジリエンスの強化
（複線化）

③ 費用負担の在り方

- 今回のような大規模な事故時の対応や大規模流域下水道の更新には莫大な費用が必要
- 事故時の費用負担のルールやインフラの長期に渡る更新等の費用負担の在り方が確立するまでは、「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入については慎重に検討すべきではないか

事故時や更新等の費用負担の在り方

国への要望

SDGs未来都市
埼玉県

1　下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止のための改築・更新やリダンダンシーの確保策については国の責任で財政措置を行うなど、第１次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策に必要な財政的支援の継続及び更なる拡充を図るとともに着実な推進に必要な予算を確保すること。

2　流量が大きく、水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正やレジリエンスを強化するための技術的支援を行うこと。
　また、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

3　多額な経費が見込まれる更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担の在り方や、今回のような事故の対応に要する費用負担の在り方について、国民的な議論を通じ整理すること。

4　下水道施設の更新費用等の負担の在り方が確立するまでは、下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

神奈川県提案

医療機関のサイバーセキュリティ強化について（案）

我が国においては、今後、人口構造や疾病構造の変化に伴い、医療の需要と供給が大きく変化することが見込まれている。特に、高齢者人口の増加により、高齢者の救急医療や在宅医療の需要が増加する一方で、生産年齢人口の減少により、医療機関における医師や看護職員等の人材確保が一層困難となることが懸念されている。

このような状況下で、医療提供体制を維持・確保していくためには、医療分野におけるデジタル技術の活用、いわゆる「医療ＤＸ」の取組を推進し、医療従事者の負担を軽減していくことが重要である。

国では、内閣総理大臣を本部長とする「医療ＤＸ推進本部」等を通じ、医療ＤＸを推進しており、現在、地域医療情報連携ネットワークでの情報共有をはじめとした、医療機関間のデジタル情報連携が進められている。また、今後は全国医療情報プラットフォームを介したデジタル情報連携もより一層深化していくことが期待される。

一方、医療ＤＸの進展に伴い、医療機関におけるデジタルツールの活用が進むにつれて、システム障害が発生した際には、医療提供体制に与える影響も大きくなることが想定される。加えて、医療機関間のデジタル情報連携が深化する中、サイバー攻撃は巧妙化・多様化しており、その被害が１つの医療機関だけでなく、他の医療機関に波及する危険性も高まっていることから、全ての医療機関において十分なサイバーセキュリティを確保することが喫緊の課題となっている。

こうした中、厚生労働省では、令和６年度から医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業に取り組んでおり、令和８年度からは外部接続点の適正化に係る経費の補助も開始されたが、補助対象となる病院数に限りがあるなど、支援が十分とはいえない状況にある。

また、非常に高度な能力を備えた、いわゆる「フロンティアＡＩモデル」の登場に伴い、今後、ＡＩを悪用したサイバー攻撃が拡大することも懸念される。そのため、医療機関にはＡＩ技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の増大への対応が求められるが、ＡＩ及びサイバーセキュリティの専門性を兼ね備えた人材が不足しており、各医療機関が個別に対応していくには限界がある。

こうした状況を踏まえ、医療機関のサイバーセキュリティをさらに強化していく必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

１　全ての医療機関において、十分なサイバーセキュリティを確保することができるよう、「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」における補助対象となる医療機関の範囲や、予算規模の拡充、交付上限額の引上げなど、財政支援の充実を図ること。

２　全ての医療機関がＡＩ技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の急速な増大に対応できるよう、医療機関が実施できる具体的な対策方法の提案や、医療情報システムを取り扱うベンダーに対するフロンティアＡＩモデルに係る最新知見の提供など、ＡＩを悪用したサイバー攻撃への対策強化に向けた取組について、国が主体となり迅速に推進すること。

令和８年　月　日

内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）　古川　俊治　　様
厚生労働大臣　上野　賢一郎　様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

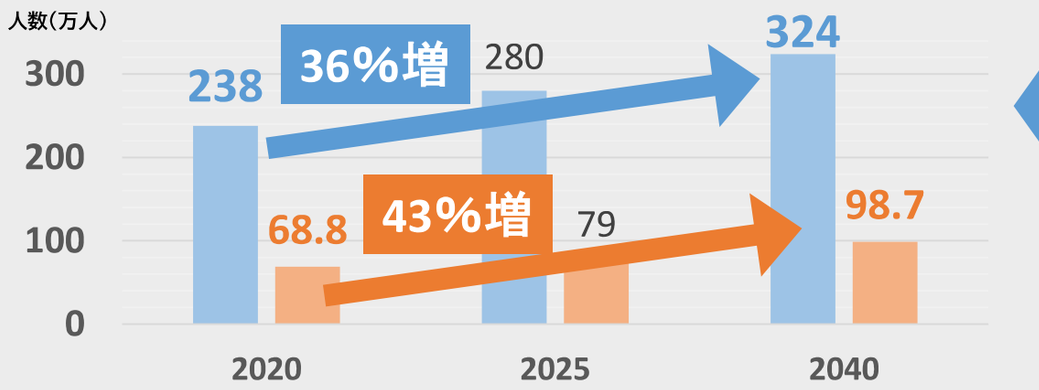
提案の背景①　医療DXの必要性

神奈川県資料

提案の背景　日本では、超高齢化社会の到来により・・・

高齢者の救急医療搬送や在宅医療需要が増加

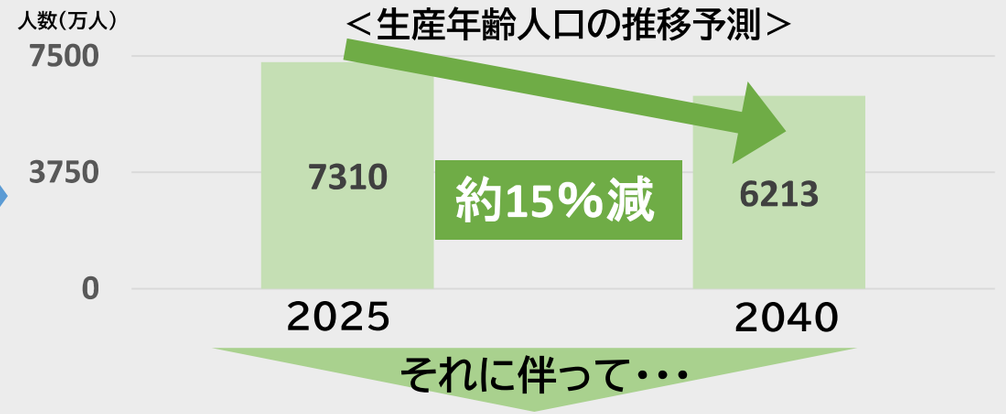
＜75歳以上の救急医療搬送・在宅医療需要の推移予測＞



「第8回新たな地域医療構想等に関する検討会(厚生労働省)」抜粋・加工

一方

今後、生産年齢人口は減少していく



医療従事者の確保が更に困難に

「日本の将来推計人口令和5年推計(国立社会保障・人口問題研究所)」抜粋・加工

地域の医療提供体制の維持・確保に向けて、医療DXによる従事者の負担軽減が必要！

国の「医療DX推進本部」（本部長：内閣総理大臣）

サービスの効率化・質の向上に資する医療DXの活用を検討

⇒医療機関におけるデジタルツール活用・情報連携が進展している

提案の背景②　医療DXの進展による危険性

神奈川県資料

近年

医療DXが進展しつつある一方、
サイバー攻撃の件数は増加傾向

本県でも・・・

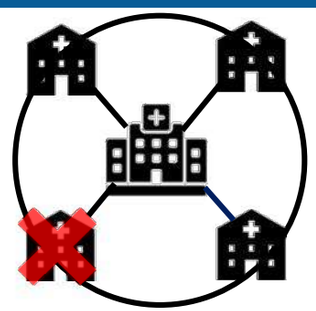
約370床を有し、救命救急センターでもある病院

令和8年1月、サイバー攻撃により・・

- **約13万人**の個人情報漏洩
- **ナースコールの停止**

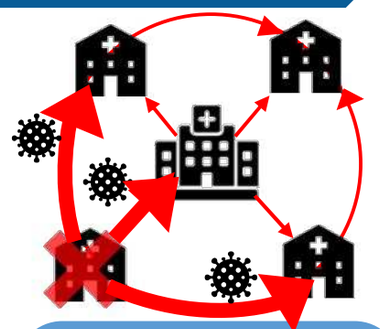
首都圏においても、サイバー攻撃によるセキュリティリスクが高まっている！

デジタル情報連携が進む医療機関においては・・・



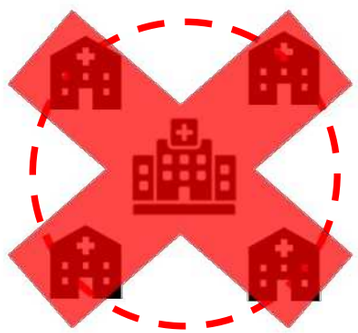
拠点被害

1つの医療機関が攻撃を受ける



被害の広域波及

ネットワークを介して、
連携医療機関等に波及



**地域の
医療機能低下**

ネットワーク復旧までの間、
地域全体の医療機能が低下

サイバー攻撃による地域の医療機能低下を防ぐために、
医療機関のセキュリティ強化が喫緊の課題となっている！

現状と課題①　国の支援策の限界

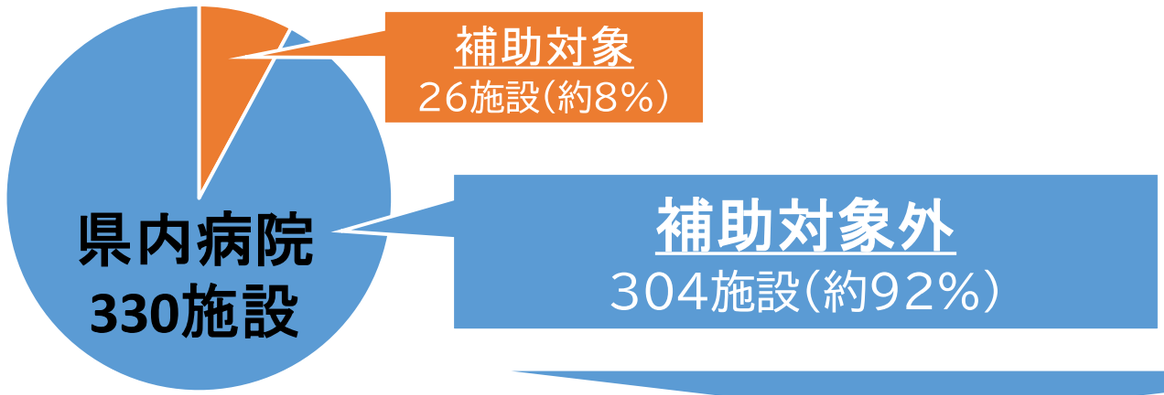
神奈川県資料

国では、医療機関のセキュリティの強化に向けて・・・

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

令和6年度に事業が始まり、今年度からは補助対象が一部拡充されたが、

＜R7年度の神奈川県内実績＞



予算額の制約等により補助を受けられる病院が限定的な状況

支援が届かない中小病院や診療所は、
いわゆる「セキュリティホール」となる危険性が高まっている



医療圏の防衛網を一体的に強化していくため、**全ての医療機関が十分なサイバーセキュリティを確保できる財政支援の充実が必要！**

現状と課題②　AIによる脅威の進化

神奈川県資料

近年　AI技術が進展・普及し・・・

AIを悪用したサイバー攻撃が
「自動化」・「高速化」する懸念

医療機関においても、
AI技術を用いたサイバー脅威への対応が求められている！



しかし・・・

総務省
『令和8年版情報通信白書』

高度サイバーセキュリティ人材は質的・量的に不足

個々の医療機関が人材の確保・育成を行うことは困難

AI技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の増大に対応するため、
国主体の包括的なサイバーセキュリティ対策が必要！



提案内容

神奈川県資料

1　全ての医療機関において、十分なサイバーセキュリティを確保することができるよう、「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」における財政支援の充実を図ること。

2　全ての医療機関がAI技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の急速な増大に対応できるよう、AIを悪用したサイバー攻撃への対策強化に向けた取組について、国が主体となり迅速に推進すること。

さいたま市提案

５歳児健康診査に係る実施体制等の整備について（案）

国は「こどもまんなか実行計画 2025」において、５歳児健康診査（以下、「５歳児健診」という。）の全国展開を推進している。５歳児健診は、社会性や言語理解能力の発達が進む時期に実施することで、こどもの発達の状況や特性を早期に把握するとともに、生活習慣その他育児に関する指導や必要な支援につなげ、こどもの健康の保持及び増進を図ること等を目的とするものである。また、就学前の重要な時期において、保健、医療、福祉及び教育による切れ目のない支援につなげる役割を担うなど、その意義は大きい。

そのため、国は「『１か月児』及び『５歳児』健康診査支援事業」や「乳幼児健康診査実施支援事業」等による財政支援及び実施体制の整備の支援を進めるとともに、「５歳児健康診査マニュアル」の作成や健診医等の確保・育成に向けた研修事業を実施するなど、５歳児健診の全国展開に向けた支援策を講じている。

一方で、首都圏には全国的に見ても多くの５歳児が居住しており、健診の実施方式を問わず、安定的な事業実施に当たっては、医師、保健師、心理職等の専門職を相当数確保する必要がある。特に、発達面の評価に習熟した小児科医の確保は、大きな課題となっている。

専門職の養成課程において幼児の発達に関する知識や健診実務への理解を深める機会及び自治体に対する標準的な研修内容や指針の提示が十分ではないことなどから、専門職の安定的な確保・育成に向けて、実際の健診の実施場面を通じて専門的な知識や技能を習得できる実践的な研修機会の充実等が求められている。

さらに、５歳児健診の安定的かつ継続的な実施に向け、財政支援のあり方が大きな課題となっている。現在、本事業は、国庫補助事業として実施されているが、国庫補助基準額（１人当たり 5,000 円、補助率１／２）については、医師等の人件費、会場使用料、通信運搬費、システム運用費、業務委託料等といった実費に対して必ずしも十分ではない。結果として、自治体において一般財源による相当の負担が生じており、特に対象者数の多い首都圏では、その影響は深刻である。なお、１歳６か月児や３歳児健診は地方交付税措置が講じられているが、５歳児健診は対象外となっている現状にあり、国

においては自治体の実態を踏まえた国庫補助の拡充や、地方交付税措置を含めた恒久的な財政支援の充実が求められる。

また、他の乳幼児健診が、主に身体の発育の確認や疾患の早期発見・早期治療を目的とするのに対し、５歳児健診はこどもの特性を早期に把握し、特性に合わせた適切な支援を行うことを目的の一つとしている。しかし、発達面の評価及び集団行動観察等について、具体的な考え方や判定の尺度が国から十分に示されているとは言い難い。このため、自治体によって発達面の評価や対象者の選定に差異が生じる懸念があることに加えて、支援の適否や支援内容の格差にもつながりかねない。さらに、国全体での正確な実態把握や統計分析を阻害する要因にもなり得る。こうした状況を踏まえ、今後健診の実施を推進するに当たっては、健診の実施方式が異なる場合であっても結果に偏りが生じないよう、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、自治体による判定の基となる共通の考え方や尺度を示すことが必要である。

さらに、５歳児健診の実施には、専門相談のみならず、保健センター、所属園、療育・福祉サービス事業所、教育機関（就学相談）などが一体となった包括的なフォローアップ体制の整備が欠かせない。しかし、現状は、地域ごとに支援の受け皿や関係機関の連携の成熟度が異なるため、健診で課題を把握した後、幼児が必要な支援に円滑につながり、その支援を継続できるよう、更なる体制整備が急務となっている。

以上を踏まえ、５歳児健診を安定的かつ継続的に実施し、就学期への切れ目のない支援体制を整備するため、九都県市共同で次のとおり要望する。

１　５歳児健診に従事する医師を含む専門職の確保のため、専門職の養成課程における幼児の発達に関するカリキュラムの充実や、５歳児健診に必要な専門的知識や技能の習得に向けた標準的な研修内容及び指針の提示、実践的な研修機会の充実等、実効性のある取組を一層推進すること。

２　大都市の実態に即した国庫補助の単価の見直しや、基準財政需要額における地方負担分の適切な算定など、自治体の実態を踏まえた財政支援を充実させること。

３　５歳児健診における発達面の評価及び集団行動観察等について、実施方式の違いによらず、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、自治体の判定の基となる共通の考え方や尺度を示すこと。

４　５歳児健診から就学後を見据えた支援について、保健・医療・福祉・教育の連携モデルや情報共有の標準的な枠組みを示すとともに、関係省庁が一体となった切れ目のない支援体制の整備を推進すること。

令和８年　月　日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
中司　宏　　様
総　務　大　臣　　藤井　比早之　様
文部科学大臣　　関　　芳　弘　様
厚生労働大臣　　上野　賢一郎　様

九都県市首脳会議
座　長　相模原市長　　本村賢太郎
埼玉県知事　　大野元裕
千葉県知事　　熊谷俊人
東京都知事　　小池百合子
神奈川県知事　　黒岩祐治
横浜市長　　原澤敦美
川崎市長　　福田紀彦
千葉市長　　神谷俊一
さいたま市長　　清水勇人

令和８年10月29日（木）
第90回九都県市首脳会議

５歳児健康診査に係る実施体制等の整備について

さいたま市

５歳児健康診査の意義と国の動向

5歳児健診について

目的　**こどもの健康の保持及び増進**

・発達や特性を早期に把握
・特性に合わせた適切な支援、生活習慣等の指導

意義　**精神、言語、社会性の発達評価の機会**

・行動の改善、社会生活への円滑な適応

➡ 就学前に保健、医療、福祉及び教育による**切れ目のない支援につなげる**

国の動向

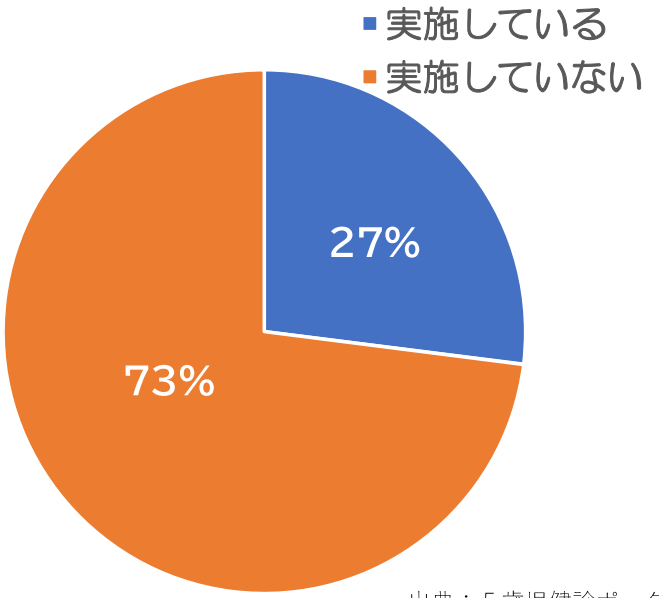
・こども未来戦略方針（R5.6閣議決定）
　→　乳幼児健診等を推進
・こどもまんなか実行計画2025
　→　5歳児健診の**全国展開を推進**

※国による支援事業等

事業等	実施主体	事業内容
「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業	市町村	健診の実施に係る費用助成
乳幼児健康診査実施支援事業	都道府県 市町村	健診実施体制整備、構築の促進(研修、派遣費用等の補助等)
1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業	国(民間事象者等へ委託)	乳幼児健診の研修を実施する団体への支援
５歳児健康診査マニュアルの作成	―	健診の基礎知識をまとめる

（参考）全国の自治体の5歳児健診実施状況

令和７年度調査（n=1330）



出典：５歳児健診ポータル

課題（１）　専門職人材の確保について

首都圏では健診対象となる5歳児が多く居住している
➡ 5歳児健診の実施方式（集団健診、二段階方式etc.）に関わらず、
「医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等の専門職を確保することが必要」（5歳児健診マニュアル）

➡対象者数が多いほど、相当数の専門職を確保しなければ安定的に事業を実施することは困難
特に、発達面の評価に習熟した小児科医の確保が大きな課題

発達面の評価に対応できる小児科医を始めとした専門職の確保・育成に向けた支援が必要
・専門職の絶対数確保のための養成課程の充実
・健診医等の育成に向けた、実際の健診実施の場面を通じて知識や技能が習得できるような研修の拡充
など

（参考）健診医の従事に係る事前調査結果について

※令和７年９月実施

・本市内の乳幼児等健診
実施医療機関118件を対象
74件（62.7%）が回答

➡ 約53%が
「健診医として協力が難しい」
と回答

【主な理由】
・小児神経発達の診療経験
（知識）の不足
・通常診療への支障



（参考）5歳児健診に関する医師等向け研修

【国・県・職域団体の研修】
・令和8年度 母子保健指導者養成に関する研修
「5歳児健康診査の実施に関する研修」　（こども家庭庁 主催）
・1か月児及び5歳児健康診査研修会　（埼玉県 主催）
・5歳児健診後フォローアップ体制に関する研修会
（日本小児保健協会 主催）
・5歳児健診研修会　（日本小児保健協会 主催）
・5歳児健診の診察に関する研修会（日本小児医療保健協議会 主催）
・5歳児健診研修会　（埼玉県乳幼児健診コンソーシアム 主催）

【本市が実施した研修】
・5歳児健診健診医向け実施説明研修会
・5歳児健診従事者向け実施説明研修会

課題（２）　国による財政支援について

国による財政支援の現状

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業　・実施主体：市町村

・補助率：国1/2、市町村1/2

・補助基準額：5,000円/人（5歳児健診、原則として集団健診）

・地方交付税措置：無し

（参考）母子保健法上の取扱い及び地方交付税措置の状況



出典:令和５年こども家庭審議会成育医療等分科会資料

（参考）事業費について

さいたま市5歳児健診 ※令和８年４月～事業開始、二段階方式
- -対象者数　：約11,500人
- -受診者数（見込）　：　約7,200人 ※１段階目回答者数 先行自治体の実績を元に算出
- -事業費（令和8年度）：55,888千円
 - |-国庫補助見込額　：18,000千円（32.2%）
 - |-一般財源負担額　：37,888千円（67.8%）

今後事業を継続していくことで、受診者数の増加や健診の質の確保等により、事業費と一般財源負担額が一層増大することが見込まれる。

［事業費に含まれる主な費用］
- 医師への報償費、健診当日・事後の専門職人材派遣委託
- 健診通知・勧奨通知の印刷・郵送
- 健診業務用システムの端末整備等
- 健診当日・フォローアップ会場使用料
- その他備品等購入

➡ 実際にかかる経費に対して補助額が十分とは言えない

健診を安定的かつ継続的に実施するため、大都市の実態に即した
国庫補助の引き上げや地方交付税措置の拡充など、財政支援の充実が必要

課題（３）　健診における発達面の評価等について

国の示す5歳児健診の実施方法等

・5歳児健診マニュアル：問診項目※とその解釈

※既往歴、精神・神経発達、情緒・行動、生活習慣、メディア視聴や睡眠、子育ての状況、親（主な養育者）、事故予防

・5歳児健診ポータル　：問診の実施方法や問診の解釈の例示

➡ 健診における発達面の評価及び集団行動観察等について・・・

具体的な考え方や判定の尺度が十分に示されていない

＝ 各自治体の判断に委ねられている

・支援対象者の選定に自治体間で差異が生じる可能性

・将来的に国全体での正確な実態の把握や統計分析に支障が生じる可能性

健診の実施方式が異なる場合でも結果に偏りが生じないよう
支援の必要性を適切に判断し、フォローアップにつなげるための
共通の考え方や判定の尺度を示すことが必要

（参考）5歳児健診の実施方式について

※ %は現在実施している５歳児健診の方法（令和７年度調査 n=363）出典：５歳児健診ポータル

対象者が多い場合実施困難

中核市など比較的人口が多い自治体などが採用
※さいたま市も当方式を採用

(悉皆)集団方式 (72.7%)	巡回方式 (5.0%)	園医方式 (1.9%)	個別健診 (0.8%)	二段階方式 (11.0%)
保健センター等に対象者を集めて実施 ※推奨される方式	保育所等を訪問して実施	園医が毎年行う健診を5歳児健診として実施	医療機関に委託して実施	問診票等で事前に対象となった子に医師が診察を実施

課題（４）　就学に向けた切れ目のない支援体制の整備

「５歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」

（令和6年3月29日付こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省各課室長連名通知）

「（中略）5歳児健診の実施に当たっては、（中略）地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められます。特に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要となります。」

支援体制の整備に向けた課題

地域によって支援の受け皿や関係機関同士の連携の成熟度が異なる

参考）本市における関係各機関の課題

- ・各分野における上記通知の認識と取組状況のばらつき
- ・保育施設等との個別の連携実績の状況の差
- ・幼児が所属する保育施設等（市内だけでも約560か所）との統一的な連携体制の構築
- ・「架け橋期カリキュラム」「幼保小連絡協議会」等、他分野の既存の取組と5歳児健診の連携体制の整理
- ・障害児通所施設等の福祉分野と教育分野の連携
- ・5歳児健診の結果について、就学時健診の実施時や就学後に学校へ情報連携する際の、連携内容の整理や体制の構築



出典:令和５年こども家庭審議会成育医療等分科会資料

フォローアップ体制構築・充実に向けて

健診で課題を把握した後

- 速やかに必要な専門的ケアへ繋げる
- 就学後を見据えて継続的な支援が提供される

ための**さらなる体制の整備が必要**

- ▶各分野の受け皿の量的確保のみならず、支援が途切れることのないような体制づくり
- ▶保育園等の現場や教育分野との、個人情報の取扱いに配慮した情報連携の仕組み

要望事項

1　5歳児健診に従事する医師を含む専門職の確保のため、専門職の養成課程における幼児の発達に関するカリキュラムの充実や、5歳児健診に必要な専門的知識や技能の習得に向けた標準的な研修内容及び指針の提示、実践的な研修機会の充実等、**実効性のある取組を一層推進**すること。

2　大都市の実態に即した国庫補助の単価の見直しや、基準財政需要額における地方負担分の適切な算定など、**自治体の実態を踏まえた財政支援を充実**させること。

3　5歳児健診における発達面の評価及び集団行動観察等について、実施方式の違いによらず、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、**自治体の判定の基となる共通の考え方や尺度を示す**こと。

4　5歳児健診から就学後を見据えた支援について、保健・医療・福祉・教育の連携モデルや情報共有の標準的な枠組みを示すとともに、関係省庁が一体となった**切れ目のない支援体制の整備を推進**すること。

東京都提案

令和８年 10 月 29 日

豪雨災害時等の帰宅困難者対策について（案）

東京都知事　　小池百合子

九都県市ではこれまで、首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」（平成 23 年 11 月 22 日）に基づき、首都直下型地震への備えとして、災害時帰宅支援ステーションへの協定締結や地震発生時の一斉帰宅抑制を呼びかけるリーフレットの作成・配布など、共同して帰宅困難者対策を実施してきた。

都においては、区市町村や民間一時滞在施設と連携した帰宅困難者対策訓練を毎年実施するとともに、令和７年４月より、帰宅困難者に対してリアルタイムに一時滞在施設などの情報を発信する「東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム（キタコンＤＸ）」の運用を開始するなど、様々な取組を進めている。

一方、近年は全国各地でこれまでに経験したことがないような豪雨などにより、帰宅困難者対策の重要性が高まっている。令和８年８月千葉豪雨においては、短時間の記録的大雨により交通機関が相次いで運休したため、多数の帰宅困難者が発生した。これを受け、県内では複数の一時滞在施設が順次開設され、3,800 人を超える帰宅困難者の受入れが行われた。また、９月８日にも、豪雨により名古屋駅周辺で帰宅困難者が発生したことを受け、駅周辺で退避施設が開設されたところである。

激甚化・頻発化する自然災害に伴い発生する帰宅困難者への対応は、我が国の総人口の約３割が集中する首都圏において喫緊の課題である。首都圏では通勤・通学のため都県境を越えて移動する住民も多いことから、一自治体だけでは十分な対応が困難である。このため、帰宅困難となるおそれがある場合には無理な帰宅をせず、安全な地域に留まることを促す九都県市連携による呼びかけや、広域的な避難施設の開設などについて検討を進め、被災地域への人や車両の流入を未然に防ぎ、被害の軽減を図る必要がある。

首都圏の住民が安心して住み、働くことができるよう、豪雨災害時等における帰宅困難者対策の広域連携について、九都県市首脳会議で

の検討会設置を提案する。

（取組の例）
・豪雨災害時等の帰宅困難者対策の連携推進についての検討（一時滞在施設の情報共有など）
・九都県市で連携した平時の取組の検討（合同キャンペーン、合同訓練など）

令和８年10月29日
第90回九都県市首脳会議

豪雨災害時等の帰宅困難者対策について



東京都
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

帰宅困難者対策に関する取組の現状

＜ 九都県市での取組 ＞

首都直下地震を想定した取組を実施

・**災害時帰宅支援ステーション**への協定締結（28,166か所　R8.2月時点）

・ステーション運営事業者用ハンドブックの作成

・**一斉帰宅抑制**に関する啓発ポスターの作成・配布 等



啓発ポスター

＜ 都の取組 ＞

➢ **帰宅困難者対策訓練**

平成23年度から毎年実施

➢ **帰宅困難者対策オペレーションシステム（通称：キタコンDX）**

一時滞在施設の開設情報等を帰宅困難者へリアルタイムに提供

【 キタコンＤＸ 】



施設検索画面



ルート案内画面

激甚化・頻発化する風水害

全国各地でこれまでに経験したことがないような豪雨が発生



・ **令和８年８月の千葉豪雨、９月の台風第25号**では、記録的大雨により、**甚大な被害が発生**



アンダーパスの冠水



交通阻害車両の路肩への移動





路盤流出による鉄道の運休

※いずれも国土交通省資料から引用

・ ８月の千葉豪雨では、県内で**多くの帰宅困難者が発生、一時滞在施設が順次開設され、3,800人以上を受入れ**

・ ９月には**名古屋でも帰宅困難者が発生**

首都圏における帰宅困難者への対応

激甚化・頻発化する豪雨等の自然災害に伴い発生する**帰宅困難者への対応**は、**首都圏において喫緊の課題**

- 災害時に帰宅を急ぐ人や車両が、土砂災害や氾濫の危険地域へ移動すれば、本人の被災リスクを高めるだけでなく、救助・救急活動を妨げるおそれ
- 首都圏では、都県境を越えて通勤・通学する者が多く、一つの自治体の呼びかけや情報提供だけでは十分な対応が困難

九都県市で連携し、被災地域への人や車両の流入を未然に防ぎ、被害の軽減を図る必要



今後の取組（共同取組の提案）

提案内容

豪雨災害時等の帰宅困難者対策の広域連携について検討会を設置

検 討 案

✓ **豪雨災害時等の帰宅困難者対策の連携推進**

- 一時滞在施設の開設状況など避難に役立つ情報の共有
- 安全な地域に留まるよう九都県市連携による呼びかけ実施　等

✓ **九都県市で連携した平時の取組**

- 広域的な帰宅困難者訓練の実施
- 豪雨災害時の帰宅抑制を呼びかけるなどの合同キャンペーンの実施　等

首都圏の住民が安心して住み、働くことができるよう、九都県市一体となって豪雨災害時等における帰宅困難者対策を推進

横浜市提案

首都直下地震対策の強化に係る取組への支援について（案）

令和８年熊本地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、今後高い確率で発生が予測される首都直下地震への備えは急務となっている。こうした状況を踏まえ、国が今年６月に 11 年ぶりに改定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「計画」という。）においては、被害の軽減を図る事前防災の強化や被災者の生活環境の確保を重視した防災政策への転換が示されている。11 月の防災庁発足を契機に、首都圏の中枢機能を担う九都県市として、国との連携を一層深めながら、防災・減災対策の更なる強化・推進を図っていく必要がある。

首都圏においては人口や建築物が高度に集積しており、最新の首都直下地震の被害想定では、地震による死者の約７割が火災に起因するとされている。被害の軽減に向けては、地震発生時に自動的に電気を遮断し、通電火災の発生を防止する感震ブレーカーの設置が有効である。

九都県市では、感震ブレーカーの普及拡大に向け、先駆的かつ継続的な取組を進めてきたが、令和６年度の「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」（内閣府）では、危険密集地域においても設置率は約 30％にとどまっており、普及はまだ十分ではない。この要因としては、感震ブレーカーの必要性や有効性に関する認知の不足に加え、設置費用の負担や設置方法に関する理解不足などがあると考えられる。

国は、計画において、令和 17 年度末までに首都直下地震緊急対策区域で感震ブレーカーを「おおむね設置」とする目標を掲げているが、その達成に向けては、設置義務化の検討をはじめ、広報・啓発の充実、感震ブレーカー設置に特化した財政支援制度の創設など、総合的な対策を講じることが不可欠である。

また、平成 28 年熊本地震や令和６年能登半島地震では、避難生活の長期化や車中泊等により、被災者の心身に大きな負担が生じた。被災者の健康維持及び災害関連死の防止を図る上で、避難所における良好な生活環境の確保は重大な課題である。

首都直下地震発生時には最大で 480 万人もの避難者が見込まれているが、首都圏における国の防災備蓄拠点は１か所にとどまっている。避難所における物資需要に十分に対応するためには、防災備蓄拠点の機能強化や増設、備蓄品目の充実とともに、地方自治体との連携による円滑な物資供給体制を構築する必要がある。あわせて、避難者の健康、衛生・安全に配慮した生活環境の確保に向けては、特に、清潔なトイレ、温かく栄養のある食事、プライバシーに配慮した就寝環境の確保が重要である。こうした観点から、トイレ、キッチン及びベッドの機能を一体的に提供するＴＫＢユニットの早期整備が期待されているが、導入・維持管理等は負担が大きく、地方自治体独自で必要量を確

保することは困難である。このため、国が主導してＴＫＢユニットの計画的な配備を進めるとともに、効果的な活用に向けて全国統一の運用方針を策定する必要がある。

また、国においては、災害対応車両登録制度（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）により、キッチンカーやトイレカーなどの災害対応車両の把握・活用を進めているところである。しかし、事業者や個人への周知・広報の不足に加え、被災自治体が自ら登録車両の情報をシステム上で確認し、調達を調整する仕組みであることから、活用は十分ではなく、大規模災害時における迅速かつ効果的な活用に向けては運用面で課題がある。このため、積極的な広報により災害対応車両登録制度（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）の普及促進を図るとともに、発災時に災害対応車両が迅速かつ効果的に活用されるよう、被災自治体の負担増にならない応援調整の仕組みの構築・実施が必要である。

そこで、以下の２点を要望する。

１　感震ブレーカーの普及拡大に向け、設置義務化の検討、広報・啓発の充実及び財政支援制度の創設など、総合的な対策を講じること。

２　避難所における良好な生活環境を迅速に確保するため、国の防災備蓄拠点及び物資供給体制を強化すること。あわせて、国主導によるＴＫＢユニットの計画的な配備及び統一的な運用方針を策定すること。また、災害対応車両登録制度（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）の普及を促進し、被災自治体の負担増とならないよう、国において発災時の応援調整の仕組みを構築・実施すること。

令和８年　月　日

総務大臣　藤井　比早之　様
経済産業大臣　赤澤　亮正　様
国土交通大臣　井林　辰憲　様
内閣府特命担当大臣（防災）　細野　豪志　様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

CITY OF YOKOHAMA

横浜市提案

首都直下地震対策の強化に係る取組への支援について

令和８年10月29日　第90回九都県市首脳会議

横浜市

1　首都直下地震への備えと防災・減災対策の強化

横浜市

- 国は今年6月に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を改定
- 事前防災対策の強化と被災者の生活環境の確保を重視

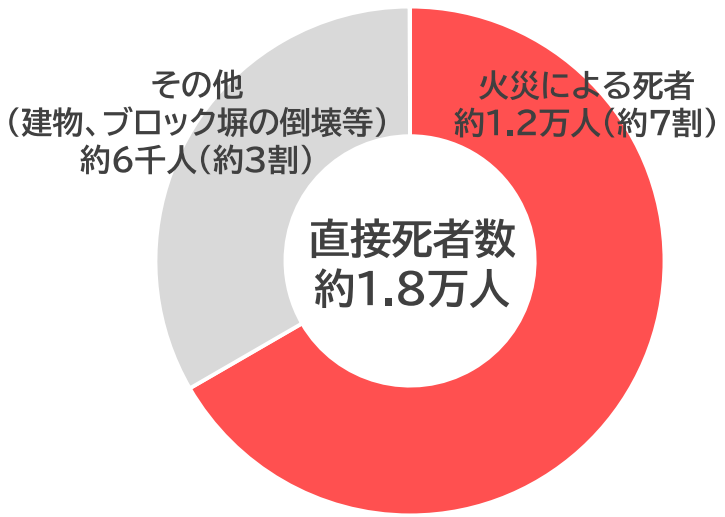
今後10年間の減災目標	死者数（最大）	約1万8千人【R7】→半減以上【R17】
	建物の全壊・焼失棟数（最大）	約40万棟　【R7】→半減以上【R17】
具体目標 189個 ※改定前：47個	火災対策 ○電気に起因する出火の防止 ○密集市街地の整備	・感震ブレーカーの設置率 ＜緊急対策区域（都　県）＞20%【R6】→おおむね設置【R17】 ・著しく危険な密集市街地の面積の解消率 ＜緊急対策区域（市町村）＞84%【R6】→100%【R12】
	避難生活環境の向上 ○避難生活環境の整備等	・スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となる トイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合 ＜全国＞－%（新規・初期値未把握）→100%【R12】

2　感震ブレーカー設置の重要性

横浜市

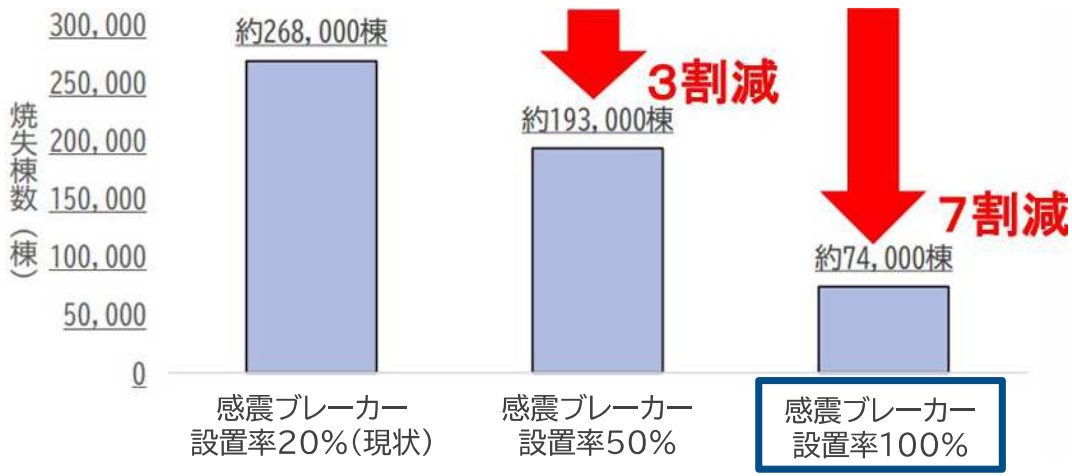
- 最新の被害想定では、直接死者数 約1万8千人のうち約7割が火災に起因
- 国の試算では、感震ブレーカーの設置率が現在の約20%から100%に向上した場合、焼失棟数は約7割減少

首都直下地震の死者数内訳（想定）



出典：内閣府　首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書

首都直下地震における防災対策の効果試算



出典：感震ブレーカーの普及推進に向けた会議資料（R8.2月総務省消防庁）

3　感震ブレーカーの設置促進に係る横浜市の取組

横浜市

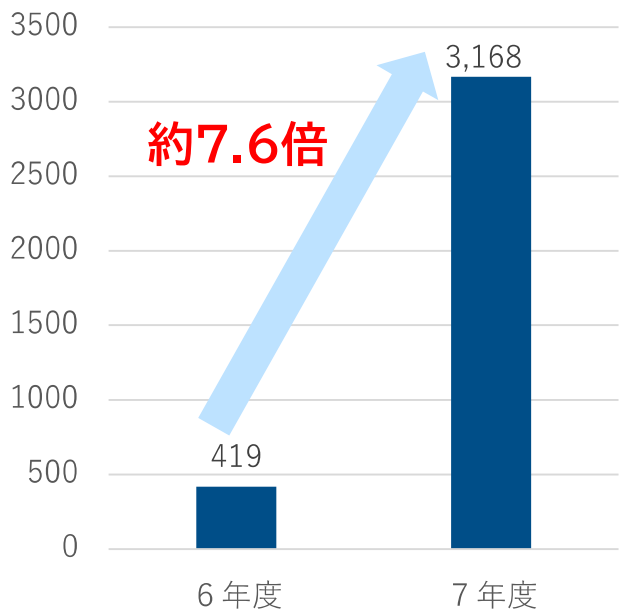
- R7年度から木造住宅密集地域（重点対策地域）の補助率を100%に拡充するとともに相談会を増やすなど広報取組を強化➡申請件数の大幅増加

タイプ	簡易タイプ（バネ式）		簡易タイプ（おもり玉式）	簡易タイプ（コンセント式）	コンセントタイプ
補助対象器具写真（全て工事不要）					
重点対策地域申請者負担額	無償				

相談会開催実績
【R6年度】　3回／年
【R7年度】 10回／年



相談会の様子



4　感震ブレーカーの設置促進に向けた課題と対策

横浜市

■ 国の目標である令和17年までに、首都直下地震緊急対策区域全体で感震ブレーカーを「おおむね設置」とするには、総合的な対策が必要

普及に向けた課題	対策
設置が任意	設置義務化の検討
必要性や有効性を知らない 	広報・啓発の充実
設置方法が分からない 	
設置費用の負担 	財政支援制度の創設

総合的な対策

感震ブレーカー設置の促進

地震火災による人的・物的被害減

5　避難所における良好な生活環境確保の重要性

横浜市

■ 最新の被害想定では、首都直下地震による死者（約3.4～5.9万人）のうち災害関連死が多数（約1.6～4.1万人）にのぼる可能性が示されている

	東日本大震災（M9.0）	H28年熊本地震（M7.3（本震））	R6年能登半島地震（M7.6）
発生年月日	2011.3.11	2016.4.14	2024.1.1
死者・行方不明者（うち災害関連死）	22,332名（約3,800名）	276名（約220名）	720名（約490名）

出典：内閣府「令和7年版「防災白書」、内閣府HP「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（R8.3.31時点）

首都直下地震発災で最大480万人の避難者発生



避難所における良好な生活環境確保

- 物資供給体制の強化
- TKBユニットの効果的活用
- 災害対応車両の迅速・効果的な活用

災害関連死の防止

6　避難所における良好な生活環境確保（物資供給体制の強化）

横浜市

■ 首都直下地震では**最大480万人の避難者発生**が見込まれる中、**首都圏の国の防災備蓄拠点は1か所**にとどまっており、**物資供給体制の強化が重要**

物資供給体制の強化

・防災備蓄拠点の機能強化・増設

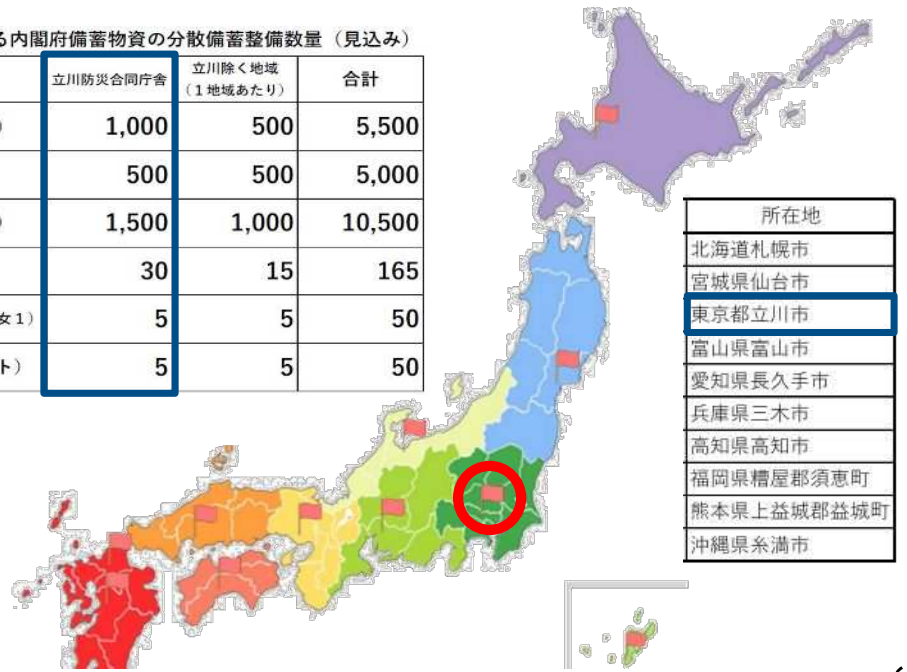
・備蓄品目の充実

・自治体と連携した物資供給の円滑化

内閣府の分散備蓄における拠点一覧

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄整備数量（見込み）

物資名	立川防災合同庁舎	立川除く地域（１地域あたり）	合計
段ボールベッド（個）	1,000	500	5,500
簡易ベッド（個）	500	500	5,000
パーティション（個）	1,500	1,000	10,500
簡易トイレ（個）	30	15	165
入浴資機材（セット、男１+女１）	5	5	50
キッチン資機材（セット）	5	5	50



所在地
北海道札幌市
宮城県仙台市
東京都立川市
富山県富山市
愛知県長久手市
兵庫県三木市
高知県高知市
福岡県糟屋郡須恵町
熊本県上益城郡益城町
沖縄県糸満市

【立川防災合同庁舎備蓄倉庫（赤丸部）※内閣府資料抜粋・一部加工】

7　避難所における良好な生活環境確保（TKBユニットの効果的活用）

横浜市

■ 多くの避難者に、「清潔なトイレ」「温かく栄養のある食事」「プライバシーに配慮した就寝環境」を提供できるTKBユニットの効果的活用が重要

TKBユニットの効果的活用

・国主導による計画的なTKBユニットの配備

・全国統一の運用方針策定

TKBユニット		
避難所生活に必要なトイレ・キッチン・ベッド等の資機材を被災地へ一体的に展開するためのパッケージ		
衛生的なトイレ環境（トイレトレーラー等）	温かい食事の提供環境（キッチンカー等）	良好な就寝環境（簡易ベッド等）

T
トイレ



K
キッチン



B
ベッド



8 避難所における良好な生活環境確保（災害対応車両の活用）

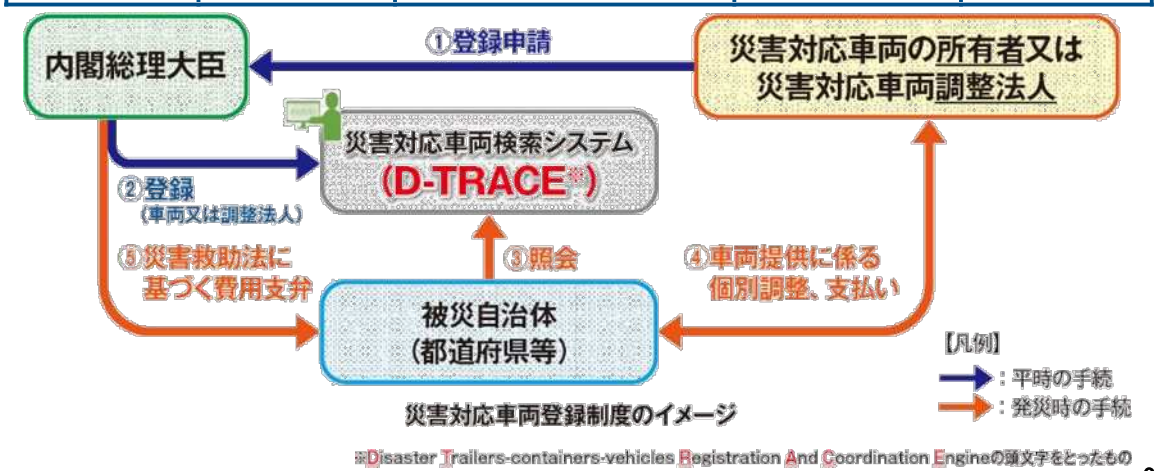
横浜市

■ 車両の登録が進む一方、災害時の活用は十分ではなく、広報や応援調整の仕組みの構築・実施などによる災害対応車両の迅速・効果的な活用が重要

災害対応車両の迅速・効果的な活用

- ・災害対応車両登録制度の積極的な広報
- ・災害対応車両検索システム（D－TRACE）への登録促進
- ・国主導による災害対応車両の応援調整の仕組みの構築・実施

災害対応車両				
《トイレ》 ﾄｲﾚｶｰ ﾄｲﾚﾄﾚｰﾗｰ など	《食事》 ｷｯﾁﾝｶｰ ｷｯﾁﾝﾄﾚｰﾗｰ など	《避難所》《住まい》 ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰ ﾄﾚｰﾗｰﾊｳｽ・ｺﾝﾃﾅﾊｳｽ など	《洗濯》 ﾗﾝﾄﾞﾘｰｶｰ ﾗﾝﾄﾞﾘｰﾄﾄﾚｰﾗｰ など	《入浴》 ｼｬﾜｰｶｰ ｼｬﾜｰﾄﾚｰﾗｰ など



災害対応車両登録制度のイメージ

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

出典：内閣府HP 災害対応車両登録制度のイメージ

９　要望項目

横浜市

１　感震ブレーカーの普及拡大に向け、設置義務化の検討、広報・啓発の充実及び財政支援制度の創設など、総合的な対策を講じること。

２　避難所における良好な生活環境を迅速に確保するため、国の防災備蓄拠点及び物資供給体制を強化すること。あわせて、国主導によるTKBユニットの計画的な配備及び統一的な運用方針を策定すること。
また、災害対応車両登録制度（Ｄ－TRACE）の普及を促進し、被災自治体の負担増とならないよう、国において発災時の応援調整の仕組みを構築・実施すること。